

第19期
舞鶴市議会活動基本計画

平成 27 年 5 月策定
平成 27 年 9 月改正
平成 28 年 2 月改正
平成 28 年 5 月改正
平成 28 年 6 月改正
平成 28 年 11 月改正
平成 29 年 2 月改正
平成 29 年 11 月改正
舞 鶴 市 議 会

目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	計画の内容	2
5	計画の進行管理	3
別表	議会活動計画項目	
1	市民に開かれた議会	4
2	議会機能の充実	5
3	効率的・効果的な議会運営	6
参考	用語解説	7

1 計画策定の趣旨

平成12年4月の地方分権一括法の施行以来、地方分権が進展し、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲は拡大され、地方公共団体の果たす役割は、以前にもまして重要なものとなってきています。

平成26年11月には「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、今後、地方版総合戦略が各地方公共団体で策定される状況にあります。

そのような中、二元代表制の一翼を担う地方議会は、多様な民意を反映しつつ、執行機関の事務執行に対する監視・評価機能や政策立案機能の更なる充実・強化を図り、市民福祉の向上に取り組んでいくことが求められています。

舞鶴市議会においては、第18期(平成22年12月5日から平成26年12月4日まで)において、本会議のインターネット中継や議会報告会・意見交換会などを実施するとともに、総合計画を議決事件とするなど、市民に開かれた議会の実現や監視機能強化など、様々な取組を重ねてきたところです。

第19期(平成26年12月5日から平成30年12月4日まで)は、既に始動しており、平成27年3月定例会においては、「交流人口300万人・経済人口10万人」都市を目指す「舞鶴市総合計画・後期実行計画(平成27年度から平成30年度まで)」の策定、「心豊かに暮らせるまちづくり」「安心のまちづくり」「活力あるまちづくり」を推し進める「舞鶴版地方創生」の実現に向け力強くスタートを切るための平成27年度予算等を可決したところです。

そのような中、第19期の議会活動については、今後、その目指すべき方向性と、基本方針を明確にして活動していくことにより、議会・議員と市民が議会活動の全体像を把握することができ、議会活動を総合的かつ効果的に進めていくことができるものと考えます。

そのため、今期に本市議会として、活動の指針となる「第19期舞鶴市議会活動基本計画(以下「計画」という。)」を策定し、それに基づいて活動しようとするものです。

2 計画の位置付け

この計画は、第19期の議会が取り組む活動の指針とするものであり、議会活動の目的を明確にし、実践するものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年5月から平成30年11月までとします。

4 計画の内容

この計画における活動の基本となる目標を、「市民に開かれた議会」「議会機能の充実」「効率的・効果的な議会運営」とし、その実現のために、別表に定める具体的な取組を進めるものです。

1 市民に開かれた議会

市民に本市議会の活動に関する情報を積極的により分かりやすく提供するとともに、市民の意見を聴き、精査し、議会審議と市政に反映させていくため、市民にとって開かれた議会を目指すものです。

【具体的な取組内容】

- (1) 意見交換会の検討
- (2) 議会ホームページの充実
- (3) 市議会だよりの充実
- (4) 議案、資料等の公開の検討
- (5) FMまいづるの活用
- (6) 児童生徒の議会学習会の開催の検討
- (7) 議会の仕組み（冊子）の充実
- (8) 日曜議会の検討
- (9) 議会中継映像配信の拡大（平成27年9月追加）
- (10) 委員会の視察結果報告（平成28年2月追加）

2 議会機能の充実

執行機関の事務事業について、公正性、透明性、信頼性の観点から、適切に監視・評価し、意見を述べるため、議会機能の充実、特に、委員会審査の充実を図るものです。

【具体的な取組内容】

- (1) 監視機能の充実
- (2) 委員会の活性化
- (3) 議員力の向上
- (4) 議会図書室の充実
- (5) 議会事務局の機能強化

3 効率的・効果的な議会運営

市政の課題に対して的確な審議を行い、市民に分かりやすい議会運営(活動)を行うため、議会運営(活動)を通して、そのあり方を検討し、効率的・効果的な議会運営を目指すものです。

【具体的な取組内容】

- (1) 常任委員会のあり方の検討
- (2) 議員の定数及び報酬のあり方の検討
- (3) 議会における危機管理の検討
- (4) 先例集等の見直し
- (5) ICT活用の検討
- (6) 質問方式等の検討
- (7) 議員協議会のあり方の検討
- (8) 議会基本条例の検討
- (9) 政策条例提案の手續等の検討

5 計画の進行管理

この計画の進行管理は、取組の進行状況をみて議会運営委員会で行うものとします。

また、計画最後の年は、取組実績の総括を行い、改善策等を付して次期第20期(平成30年12月5日から平成34年12月5日)に申し送ることとします。

議会活動計画項目

1 市民に開かれた議会

項 目	内 容	年別の工程			
		H27	H28	H29	H30
(1) 意見交換会の検討	市民又は市民団体との意見交換会の検証を行った上で、次の意見交換会について検討します。	実施 検討 実施を決定	実施	実施	実施
(2) 議会ホームページの充実	議会日程の掲載 ※定例会等の運営要領のほか、議長日程や閉会中の会議についても掲載します。	検討 実施	実施	実施	実施
	視察報告・視察受入項目等の掲載 ※委員会の視察報告や本市議会での視察受入の市議会・視察日時や項目等を掲載します。	検討 実施	実施	実施	実施
	デザイン変更（リニューアル）	検討 実施を決定	検討 実施	実施	実施
(3) 市議会だよりの充実	掲載内容の検討 ※委員会視察報告や議会傍聴に係る掲載等について検討します。	検討 実施を決定	実施	実施	実施
	配布方法の拡大 ※スマートフォンアプリによる配信などを検討します。	検討 実施	実施	実施	実施
(4) 議案、資料等の公開の検討	市議会ホームページ等での公開の検討 ※本会議及び委員会における審議資料の公開について検討します。	検討 実施を決定	実施	実施	実施
(5) FMまいづるの活用 ※平成28年11月「コミュニティFM」を「FMまいづる」に変更	議会情報の受発信のツールとして、舞鶴のコミュニティFMを活用します。	検討	検討 実施	実施	実施
(6) 児童生徒の議会学習会の開催の拡大	各小中学校及び高等教育機関の在校生の学習の一環として、議会の役割について学ぶ機会の提供を拡大します。	検討 実施	実施 (実績なし)	実施	実施
(7) 議会の仕組み（冊子）の充実	議会の仕組み（冊子）の内容を充実させ、議会に対する理解と関心を高めます。	検討 実施を決定	実施	実施	実施
(8) 日曜議会の検討	市民の議会への関心を高めるため、休日に議会を開会することを検討します。	検討 未実施を決定	—	—	—
(9) 議会中継映像配信の拡大 ※平成27年9月追加	モニター設置場所の追加 ※モニターの設置場所を本庁・西支所・加佐分室に中総合会館を加え、市内4カ所とします。	検討 実施を決定	未実施を決定	—	—
	インターネット配信システムの変更 ※スマートフォン及びタブレットにおいても本会議視聴を可能とします。	検討 実施を決定	実施	実施	実施

(10) 委員会の視察結果報告 ※平成28年2月追加	委員会において、委員が視察結果（所感等）を報告します。	—	検討 実施	実施	実施
-------------------------------	-----------------------------	---	----------	----	----

2 議会機能の充実

項 目	内 容	年別の工程			
		H27	H28	H29	H30
(1) 監視機能の充実 ※平成28年6月 進捗状況の説明を受ける時期を9月定例会決算審査と同時にしないことに変更 ※平成28年11月 「監視」を「点検評価」に変更 ※平成29年2月 個別計画のみの点検評価は実施しないことを決定	後期実行計画の点検評価 ※計画の進捗状況を点検評価し、意見を述べます。	検討 (平成28年からの検討を決定)	検討 実施	実施	実施
	個別計画の点検評価 ※監視すべき個別計画を委員会ごとに定め、その計画の進捗状況を点検評価し、意見を述べます。	検討 (平成28年からの検討を決定)	検討 実施	実施 検討 継続	—
(2) 委員会の活性化 ※平成28年11月 「議員間自由討議」の「自由」を削除	委員会の計画的な運営 ※委員会の運営は、委員会年間活動計画に基づくものとし、その運営に係る評価・改善策をもって、役員改選後の委員会へ申し送ります。 第20期へは、第19期の通任期（4年）の総括をした上で、改善策等を申し送ります。	検討 実施を決定	実施	実施	実施
	市内現地視察の実施 ※委員会年間活動計画に基づき、所管事項に係る市内の状況把握を充実するため、市内現地視察を実施します。	検討 実施を決定	実施	実施	実施
	参考人制度の活用 ※専門的な意見等を参考とするため、参考人制度を積極的に活用します。	検討 活用を決定	活用	活用 (実績なし)	活用
	附帯決議の活用 ※議会として必要な要望事項を執行機関に伝えるため、附帯決議の活用を図ります。	検討 活用・運用を決定	活用 (実績なし)	活用 (実績なし)	活用
	議員間討議の検討 ※論議を活性化する中で、合意形成を図るため検討します。	検討 実施	実施 (実績なし)	実施	実施
(3) 議員力の向上	議会・議員に関する研修会・講演会に積極的に参加します。	検討 実施	実施	実施	実施

(4) 議会図書室の充実	蔵書の充実を図るとともに、検索機能を充実させた目録を整備し、利用の拡大を図ります。	検討 実施を決定	実施	実施	実施
(5) 議会事務局の機能強化	議会の監視・調査機能及び議員の政策提案機能の強化、拡大を図るため、議会事務局機能の充実強化を図ります。	検討 充実強化を決定	充実強化	充実強化	充実強化

3 効率的・効果的な議会運営

項 目	内 容	年別の工程			
		H27	H28	H29	H30
(1) 常任委員会のあり方の検討	常任委員会の検討 ※4つの常任委員会について、これまでの活動実績等を踏まえ、所管事項及び委員会数などについて検討します。	検討 (平成28年からの検討を決定)	検討 (平成29年からの検討を決定)	検討 (決定)	<u>検討 (決定)</u>
	常任委員会の審査方法見直しの検討	検討 (平成28年からの検討を決定)	検討 (平成29年からの検討を決定)	検討	
(2) 議員の定数及び報酬のあり方の検討	次期改選に向け、現 28 人の定数及び報酬について検討します。	検討 (平成28年からの検討を決定)	検討 (平成29年からの検討を決定)	検討 (決定)	—
(3) 議会における危機管理の検討	災害発生に伴う議会運営のあり方を検討します。	検討 実施を決定	内容を検討 一部 実施	実施 一部 検討	<u>検討 実施</u>
	災害発生時の議員行動のマニュアル化を検討します。	検討 実施を決定	内容を検討 一部 実施	実施 一部 検討	<u>検討 実施</u>
(4) 先例集等の見直し	毎定例会終了後に見直すことを基本として、必要があるときは、議会運営委員会等において見直しを行います。	検討 実施	実施	実施	実施
(5) ICT活用の検討	執行機関からの報告資料や会議資料などをペーパーレス化するとともに、情報の共有化を図るため、タブレット等ICTの活用を検討します。	検討 検討会設置を決定	検討	検討 一部 実施	<u>検討 実施</u>

(6) 質問方式等の検討	代表質問と一般質問の性質の違い等による質問方式や質問時間のあり方等について検討します。	検討 実施	実施	実施	実施
(7) 議員協議会のあり方の検討	執行機関からの出席者や質問（当日の執行機関からの報告を除く。）の事前通告制を検討します。	検討 実施	実施	実施	実施
(8) 議会基本条例の検討	議会活動基本計画を実行する中で、基本条例について具体的に検討します。	検討	検討	検討	検討
(9) 政策条例提案の手続等の検討 ※平成28年5月追加	政策条例提案をする場合の政策条例審議までの流れを整理するとともに、舞鶴市議会パブリック・コメント手続要綱を策定します。	—	検討 実施	実施	実施

※ 年は、12月から翌年11月までとします。ただし、平成27年は、5月から11月までとします。

参考 用語解説

用語	解説
ICT	Information and Communication Technology の略称で、情報処理及び情報通信のことで、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称
参考人制度	当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときに、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる制度（地方自治法第115条の2第2項）
スマートフォンアプリ	スマートフォン（高機能携帯電話）で作動する特定の用途・目的・業務のために作られたコンピュータのプログラム 例えば、「議会だより」でのアプリは、「マチイロ」
タブレット	通信機能を備えた平板状の携帯端末で、片面がタッチパネルになっており、画面に指を触れて操作するタイプのコンピュータ
附帯決議	審議の対象である事件の議決に当たって、付随的に付けられる意見又は要望の決議